

株 主 各 位

東京都豊島区北大塚三丁目34番1号
新都ホールディングス株式会社
代表取締役社長 鄧 明 輝

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、誠にお手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和3年4月27日（火曜日）午後6時00分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年4月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルバルクラシック東京 8階「ラブソディ」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第37期（令和2年2月1日から令和3年1月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第37期（令和2年2月1日から令和3年1月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役4名選任の件
 - 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shintohtd.co.jp/>) に掲載しております。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染予防に関するご案内

本株主総会に出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

会場の当社スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声かけをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の感染状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.shintohtd.co.jp/>

また、議決権の行使は、ご来場いただくほかに、書面による議決権行使もできますので、積極的なご利用をお願いいたします。なお、書面による議決権行使をご利用の際には、令和3年4月27日（火）午後6時00分までに到着するようにご送付ください。

(添付書類)

事業報告

(令和2年2月1日から
令和3年1月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国の経済情勢は、経済政策及び金融政策による下支えがなされる一方、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大、米国の政策動向、中国経済の持続的成長への懸念等により、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、当該関連商材の取扱いを積極的に取組みながら、第三者割当による新株予約権の発行及び当該新株予約権の行使による資金調達も実施しました。また、当社グループは、2019年4月25日付適時開示「中期経営計画の策定に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、売上高の拡大と収益力強化による将来に向けた磐石な事業基盤の形成を目指し、貿易事業を主体とした取扱製品領域の拡大及び営業拡大に取り組んでまいりました。その中核施策として、2020年12月30日を株式交換効力発生日とし、簡易株式交換により株式会社大都商會を完全子会社にしました。そして、大都商會を完全子会社とすることにより、今後当社の主力事業となる貿易事業を加速させ、事業拡大に向け鋭意努力してまいります。

この結果、当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、売上高711,682千円（前年同期比19.60%減）、営業損失136,284千円（前年同期は294,820千円の営業損失）、経常損失163,366千円（前年同期は321,646千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は164,319千円（前年同期は327,599千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当社のセグメント別の業績は以下のとおりです。

①アパレル事業

アパレル事業につきましては、消費者の衣料品に関する購買行動の多様化と長梅雨や暖冬等の天候条件に加え、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化によ

り、総じて厳しい状況が続きました。

このような状況の中、アパレル卸売事業につきましては、既存ブランドのポートフォリオを見直しながら、キャリア品の販売を中心に取組んで参りました。その結果、在庫を一掃することができました。今後は当社が持つプロパティを有効に活用しつつ、素材及び機能性に着目した商品企画・開発を行って参ります。ライセンス事業につきましては、当社が保有するブランド価値を精査し当社の中長期戦略及び売上高や収益構造の改善が見通しにくいブランドの整理を行いました。その結果、PIKOブランドに関するライセンス契約は2020年春夏シーズンをもって終了することとし、今後は当社が持つプロパティのブランドクオリティの向上を図るべく、新規サブライセンシー先の発掘を積極的に行って参ります。

そして、中国子会社を中心に行っている中国市場向けの自社ユニフォームブランドの企画・販売事業につきましては、大口受注の獲得を強化するとともに商品そのもののブランド価値を向上させる施策を行い、自社ブランドの確立を推進して参りました。

このような結果、売上高は61,983千円（前年同期比66.81%減）、セグメント損失は22,276千円（前年同期は39,299千円のセグメント損失）となりました。

②不動産関連サービス事業

不動産関連サービス事業につきましては、販売を目的に購入した収益物件についての賃貸収入を計上しました。

この結果、売上高は22,760千円（前年同期比0.30%減）、セグメント利益は8,283千円（前年同期比36.33%減）となりました。

③貿易事業

当社グループの収益性の改善、安定的な収益の柱の構築を目的に、日用雑貨品及びその他製品の輸出取引に加え、ポリエチレンテレフタレート（PET）の輸入及びプラスチック再生製品等の輸出入業務を行っております。また、取扱製品領域の拡大による売上高及び収益力強化のため、新型コロナウイルス関連製品の輸出入業務を開始しました。

この結果、売上高は626,939千円（前年同期比7.27%減）、セグメント利益は58,000千円（前年同期は16,596千円のセグメント損失）となりました。

2. 設備投資等の状況

該当事項はありません。

3. 資金調達状況

当連結会計年度におきましては、第6回新株予約権の発行及び行使により、総額149,993千円の資金調達を行いました。

4. 対処すべき課題

対処すべき課題は下記のとおりです。

① 収益基盤の強化

激しく変化する経営環境の中で、安定的な収益の確保ができる企業体質を構築するために、さらなる収益の構造改革に取り組んでまいります。

② 内部統制の強化

財務報告に関する業務の標準化を進め、業務記述書、フローチャート及びリスクコントロールマトリックス等の一層の精度向上を図り、内部統制が十分機能する体制を構築します。

③ 堅実な経営計画の策定

今後も顧客満足度の高い品質の商品を低価格で提供し、売上の維持を図るとともに、低コスト構造の構築及び財務体質の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後とも、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

9. 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 34 期 (平成30年 1 月期)	第 35 期 (平成31年 1 月期)	第 36 期 (令和 2 年 1 月期)	第 37 期 (当連結会計年度) (令和 3 年 1 月期)
売 上 高	632,337	1,575,252	885,693	711,682
営 業 損 失 (△)	△29,906	△324,761	△294,820	△136,284
経 常 損 失 (△)	△26,807	△367,612	△321,646	△163,366
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△33,413	△385,272	△327,599	△164,319
1株当たり当期純損失(△)(円)	△3.57	△30.27	△22.28	△9.20
総 資 産	567,599	935,048	949,323	1,387,188
純 資 産	116,732	218,564	333,484	610,006
1株当たり純資産額(円)	10.22	15.13	18.97	25.98

(注) 1. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づき算出しております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
上海銳有商貿有限公司	1,329,373人民元	100.00%	ユニフォーム事業
株式会社大都商会	50,000,000円	100.00%	プラスチック樹脂 販売事業

11. 主要な事業内容（令和3年1月31日現在）

事業	事業内容
アパレル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・カジュアルウェアの企画・生産委託・商品の卸売 ・衣料品を中心とした海外ブランドの国内でのライセンス供与 ・中国本土におけるユニフォームの企画・販売
不動産関連サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・主に中華圏・在日中国人に向けた不動産物件の売買・仲介業務等
貿易事業	<ul style="list-style-type: none"> ・日用雑貨品及び他製品の中国企業への輸出販売並びに日本企業への輸入販売 ・ポリエチレンテレフタレート（PET）等の輸入販売 ・プラスチック再生製品の輸出入業務

12. 主要な営業所（令和3年1月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都豊島区

② 子会社

名称	所在地
上海鋭有商貿有限公司	中国上海市
株式会社大都商会	東京都豊島区

13. 主要な借入先（令和3年1月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社アサクス	148,781千円
株式会社フィナンシャルドウ	196,861千円

14. 従業員の状況（令和3年1月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業	従業員数
アパレル事業	9名
不動産関連サービス事業	1名
貿易事業	14名
全社（共通）	12名
合計	36名

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員（日働8時間換算）7名が含まれております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12名	△3名	50.0歳	1.3年

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員（日働8時間換算）7名が含まれております。

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項ありません。

II. 会社の株式に関する事項（令和3年1月31日現在）

1. 発行可能株式総数 45,000,000株
2. 発行済株式の総数 22,869,900株
※発行済株式の総数22,869,900株は、自己株式58,200株を含んでおります。
3. 株主数 3,320名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株式数	持株比率
トウメイホイ	3,340,918株	14.64%
DADU(HONG KONG)CO., LIMITED	2,851,600株	12.50%
有限会社進栄商興	1,741,000株	7.63%
KEEN COUNTRY LIMITED	1,098,200株	4.81%
COSMO LADY (CHINA)HD CO., LTD	1,010,100株	4.42%
SATURDAY CO., LTD	1,010,100株	4.42%
株式会社 I system	428,900株	1.88%
黄 俊利	340,500株	1.49%
JP MORGAN CHASE BANK 380173	280,600株	1.23%
SAMURAI ASSET FINANCE株式会社	274,900株	1.20%

(注) 持株比率は、自己株式58,200株を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権に関する重要な事項

回次 (発行日)	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権 の発行価格 (1株当たり)	権利行使価格 (1株当たり)	権利行使期間
第4回新株 予約権 (令和元年 5月8日)	51,970個	普通株式 5,197,000株	2.25円	122円	令和元年5月 9日から令和 3年5月8日 まで
第5回新株 予約権 (令和2年 12月28日)	22,200個	普通株式 2,220,000株	1.14円	88円	令和2年12月 28日から令和 4年12月27日 まで
第6回新株 予約権 (令和2年 12月28日)	111,100個	普通株式 11,110,000株	1.23円	当初行使価額 80円、割当日 の翌取引日以 降、毎週金曜 日に、修正日 までの5取引 日の株式会社 東京証券取引 所における当 社普通株式の 普通取引の終 値の出来高加 重平均値の90 %に相当する 金額の1円未 満の端数を切 上げた金額が、 当該修正日の 直前に有効な 行使価額を1 円以上上回る 場合又は下回 る場合には、 当該修正日の 翌日以降、当 該修正日価額 に修正されま す。	令和2年12月 28日から令和 4年12月27日 まで

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（令和3年1月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鄧 明 輝	株式会社大都商会 代表取締役社長 大都(香港) 實業有限公司 董事 大都ホールディングス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	半 田 紗 弥	
取 締 役	下 村 昇 治	下村・奥村税理士法人 代表社員
常 勤 監 査 役	豊 崎 修	株式会社豊崎会計事務所 代表取締役 株式会社T&Cメディカルサイエンス 取締役(監査等委員) G F A株式会社 監査役
監 査 役	高 際 定 弘	
監 査 役	根 本 佳 明	株式会社大都商会 千葉工場工場長
監 査 役	呂 絹	株式会社アルパックス 代表取締役

- (注) 1. 取締役下村昇治氏は社外取締役であります。
 2. 監査役高際定弘氏、根本佳明氏及び呂絹氏は社外監査役であります。
 3. 監査役豊崎修氏は、税理士として培われた専門的な知識・経験等で財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は取締役下村昇治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 取締役王依華氏は令和2年12月11日に辞任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	26,652千円 (2,672千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (5名)	6,469千円 (3,352千円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (6名)	33,121千円 (6,025千円)

- (注) 1. 上表には当事業年度中に退任した取締役1名及び退任した2名の監査役を含んでおります。
 2. 当社では、取締役及び監査役の報酬総額は、株主総会の決議により、年額1億円以内となっております。
 3. 社外監査役3名のうち、1名は株式会社大都商会より当事業年度に1,266千円の報酬を得ております。

3. 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係
社外取締役下村昇治氏は、下村・奥村税理士法人の代表社員を兼任しております。監査役の呂絹氏は株式会社アルバックスの代表取締役、根本佳明氏は株式会社大都商会の千葉工場工場長を兼任しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	下 村 昇 治	当事業年度開催の取締役会には、17回中に16回に出席し、経験豊富な税理士の観点から必要な発言を行っております。
監 査 役	高 際 定 弘	社外監査役就任後開催の取締役会には、14回中に13回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、社外監査役就任後開催の監査役会には、3回中に3回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	根 本 佳 明	社外監査役就任後開催の取締役会には、14回中に13回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、社外監査役就任後開催の監査役会には、3回中に2回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	呂 絹	社外監査役就任後開催の取締役会には、14回中に13回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、社外監査役就任後開催の監査役会には、3回中に3回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 役員等賠償責任保険（D&O保険）の内容の概要

当社は、平成26年10月2日以降の取締役、監査役を被保険者として、役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

会計監査人 フロンティア監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭及びその他財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意をしております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の規定に該当した場合には、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、監査役会は会計監査人の適格性、独立性等を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任の議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、すべての役員及び使用人が、法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づく職務遂行が徹底して行われるよう、倫理規程を定め、それを企業活動の中で具体化していくための企業行動規範を策定することにより、内部統制システムを運用します。

コンプライアンスマニュアルを策定し、必要に応じて役員及び使用人に対して研修会を実施し、企業倫理の意識を高めています。その他、定期的な内部監査により法令及び定款への適合性を確認しています。

また、リスク管理委員会ではリスク管理体制・コンプライアンス体制の運用状況の確認などを行うとともに、必要に応じて弁護士や公認会計士など外部の専門家と連携をとり、再発防止に向けて必要な措置を講じます。

さらに、各部門から独立した内部監査室が定期的に内部監査を実施し、被監査部門にその結果をフィードバックするとともに、代表取締役社長に監査報告を行っております。

また、当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程などの社内規程に基づき、取締役会など各種会議体の議事録の管理及び保存を行っております。また、社内規程については、適宜見直しを行い、関係法令をはじめとする社会的な要求事項に対応できるよう規程の整備につとめております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社におけるリスク管理につきましては、市場リスク管理規程を定めてリスク管理体制を整備しております。さらに、リスク管理委員会においてリスクの把握・分析を行い、対応策を検討することにより、事業活動におけるリスクの予防につとめており、必要に応じ取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告することとしております。

なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長及び取締役会に報告し早期解決に向けた対策を講じるとともに、必要となる再発防止策を策定するものとしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会規則、職務権限規程等の社内規程により職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行をはかっております。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、内部監査を担当する内部監査室を設置しております。なお、内部監査室は代表取締役社長直轄の組織であります。また、監査結果について適宜監査役に報告を行っており、さらに監査役は必要に応じて監査に関する指示ができるなど、監査役の監査業務を補助します。また、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合は監査役がそれを指定できるものとしております。

6. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、内部監査室に所属する前号の使用人の人事異動・人事考課など人事に係る事項の決定につきましては、監査役の事前の承認を得るものとします。また、監査役より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けず、内部監査室をはじめ執行部門の調査権限を有するとともに、必要な会議に出席できるものとしております。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社では、社内規程により、取締役、内部監査室等の使用人などから報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告します。また、同規程により、取締役から、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場合などには、監査役会は必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講ずることを定めます。

さらに、常勤監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席することにより、監査を行ううえで必要な情報を収集します。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の社内規程において、監査役会を定期的開催し、監査に関する重要事項を検討することを義務付けております。また、監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題などにつき相互認識を深めます。さらに、監査役が当社における各種会議体の議事録を閲覧することができるなど、監査を実効的に行うための体制を構築しております。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力に対する対応統括部署を管理部、不当要求防止責任者を管理部長としております。また、所轄警察署や顧問弁護士など外部専門機関から適宜関連情報を収集するとともに、当社が反社会的勢力及び団体から不当要求を受けた場合には、外部専門機関との連携のもと、社内関係部署が協力して組織的に対応します。

10. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス

当社では、会議や会社行事等の機会を通じて企業倫理の重要性を発信するなど、コンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを実施しております。また、内部通報制度を導入し、全役職員に周知及び定期的な啓蒙活動を行っております。

(2) リスク管理体制

当社ではリスク管理委員会を随時開催し内部統制の構築・運用状況やリスクの把握・分析を行い、取締役会・監査役会・内部監査室等と連携し、各事業部門におけるリスク管理活動の指導・助言にあたっております。

(3) 財務報告に関する内部統制

財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて必要な業務プロセスを選定し評価を実施しております。

(4) 監査役の監査体制

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、取締役等から営業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧しております。また、会計監査人、内部監査室と連携して各事業部門における内部統制の状況及びその改善状況などを把握する等の業務監査を実施しております。監査役が実施した業務監査の内容は、代表取締役社長に提出するほか、必要の都度取締役会において意見を述べております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(令和3年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,026,859	流 動 負 債	741,604
現金及び預金	126,587	買掛金	12,344
受取手形及び売掛金	89,266	短期借入金	399,848
商 品	79,075	未払法人税等	28,688
貯 蔵 品	30	返品調整引当金	14
販売用不動産	323,034	未払消費税等	21,008
前 渡 金	163,279	訴訟損失引当金	223,734
未 収 入 金	165,932	そ の 他	55,966
供 託 金	32,500	固 定 負 債	35,578
短期貸付金	27,000	長期未払金	12,780
そ の 他	20,648	長期預り保証金	6,257
貸倒引当金	△494	繰延税金負債	16,540
固 定 資 産	360,329		
有 形 固 定 資 産	235,008		
建 物	36,173		
建築付属設備	9,616		
構 築 物	100		
機 械 及 び 装 置	50,437		
車 両 運 搬 具	18,206		
工具、器具及び備品	1,274		
土 地	119,200		
無 形 固 定 資 産	106,356		
の れ ん	106,045		
そ の 他	311		
投 資 そ の 他 の 資 産	18,963		
投資有価証券	5,846		
関係会社出資金	3,000		
敷金及び保証金	7,742		
長期営業債権	28,149		
そ の 他	652		
貸倒引当金	△26,427		
資 産 合 計	1,387,188		
		負 債 合 計	777,182
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	590,244
		資 本 金	2,087,939
		資 本 剰 余 金	2,626,707
		利 益 剰 余 金	△4,042,592
		自 己 株 式	△81,809
		その他の包括利益累計額	2,471
		為 替 換 算 調 整 勘 定	2,471
		新 株 予 約 権	17,289
		純 資 産 合 計	610,006
		負 債 純 資 産 合 計	1,387,188

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和2年2月1日から
令和3年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	711,682
売上原価	589,896
売上総利益	121,786
返品調整引当金戻入額	468
返品調整引当金繰入額	470
差引売上総利益	121,784
販売費及び一般管理費	258,068
営業損失	136,284
営業外収益	
受取利息	22
為替差益	1,881
その他の	3,608
営業外費用	
支払利息	6,636
訴訟損失引当金繰入額	10,498
株式交付費	6,605
その他の	8,853
経常損失	163,366
税金等調整前当期純損失	163,366
法人税、住民税及び事業税	953
当期純損失	164,319
親会社株主に帰属する当期純損失	164,319

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和2年2月1日から)
(令和3年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,011,704	2,277,744	△3,878,273	△81,809	329,365
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	76,235	76,235			152,470
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損失			△164,319		△164,319
株式交換による増加		272,728			272,728
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	76,235	348,963	△164,319	—	260,879
当 期 末 残 高	2,087,939	2,626,707	△4,042,592	△81,809	590,244

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	547	547	3,570	333,484
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				152,470
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損失				△164,319
株式交換による増加				272,728
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,923	1,923	13,719	15,642
当 期 変 動 額 合 計	1,923	1,923	13,719	276,521
当 期 末 残 高	2,471	2,471	17,289	610,006

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和3年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	787,725	流 動 負 債	462,012
現金及び預金	124,074	買掛金	3,357
売掛金	56,442	短期借入金	154,781
商品	50,292	未払金	19,759
貯蔵品	30	未払法人税等	27,557
販売用不動産	323,034	前受金	4,356
前渡金	158,513	未払費用	200
前払費用	2,000	預り金	2,339
未収入金	25,053	返品調整引当金	14
供託金	32,500	訴訟損失引当金	223,734
未収消費税等	2,961	未払消費税等	21,008
仮払金	10,246	その他	4,903
その他	3,058	固 定 負 債	4,607
貸倒引当金	△483	預かり保証金	4,607
固 定 資 産	292,371	負 債 合 計	466,619
有形固定資産	—	純 資 産 の 部	
無形固定資産	0	株 主 資 本	596,187
その他	0	資本金	2,087,939
投資その他の資産	292,371	資本剰余金	2,626,707
関係会社株式	276,199	資本準備金	2,626,707
関係会社出資金	3,000	利 益 剰 余 金	△4,036,649
関係会社長期貸付金	19,380	利益準備金	1,951
敷金及び保証金	5,357	そ の 他 利 益 剰 余 金	△4,038,601
長期営業債権	28,149	別途積立金	2,105,060
出資金	30	繰越利益剰余金	△6,143,661
その他	33	自 己 株 式	△81,809
貸倒引当金	△39,778	新株予約権	17,289
資 産 合 計	1,080,097	純 資 産 合 計	613,477
		負 債 純 資 産 合 計	1,080,097

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和2年2月1日から)
(令和3年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		693,638
売上原価		577,707
売上総利益		115,931
返品調整引当金戻入額		468
返品調整引当金繰入額		470
差引売上総利益		115,929
販売費及び一般管理費		237,891
営業損失		121,962
営業外収益		
受取利息	426	
為替差益	1,881	
貸倒引当金戻入	575	
その他	2,908	5,791
営業外費用		
株式交付費	6,605	
訴訟損失引当金繰入額	10,498	
支払利息	6,638	
支払手数料	1,469	
貸倒引当金繰入額	10,017	
その他	7,381	42,612
経常損失		158,782
税引前当期純損失		158,782
法人税、住民税及び事業税		953
当期純損失		159,736

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和2年2月1日から)
(令和3年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,011,704	2,277,744	2,277,744
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	76,235	76,235	76,235
当 期 純 損 失			
株 式 交 換 に よ る 増 加		272,728	272,728
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			
当 期 変 動 額 合 計	76,235	348,963	348,963
当 期 末 残 高	2,087,939	2,626,707	2,626,707

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
別 途 積 立 金		繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,951	2,105,060	△5,983,925	△3,876,913	△81,809	330,725
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						152,470
当 期 純 損 失			△159,736	△159,736		△159,736
株 式 交 換 に よ る 増 加						272,728
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△159,736	△159,736	—	265,462
当 期 末 残 高	1,951	2,105,060	△6,143,661	△4,036,649	△81,809	596,187

(単位：千円)

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	3,570	334,296
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		152,470
当 期 純 損 失		△159,736
株 式 交 換 に よ る 増 加		272,728
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	13,719	13,719
当 期 変 動 額 合 計	13,719	279,181
当 期 末 残 高	17,289	613,477

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年3月25日

新都ホールディングス株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員 公認会計士 藤井幸雄 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 酒井俊輔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新都ホールディングス株式会社の令和2年2月1日から令和3年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新都ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度以前から継続して営業損失を計上しており、当連結会計年度においても営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。このような状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社の100%子会社である株式会社大都商会は、株式会社日豊化学との間において、合弁会社を設立することに合意し、令和3年3月1日付で合弁会社設立を目的とした合弁契約を締結した。なお、当該合弁会社は会社の連結子会社となる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年3月25日

新都ホールディングス株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員 公認会計士 藤井幸雄 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 酒井俊輔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新都ホールディングス株式会社の令和2年2月1日から令和3年1月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度以前から継続して営業損失を計上しており、当事業年度においても営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。このような状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの第37期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会の定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況（子会社の職務の執行状況を含む）について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び物流センターにおいて業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年3月26日

新都ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 豊崎修 (印)

監査役 高際定弘 (印)

監査役 根本佳明 (印)

監査役 呂絹 (印)

(注) 監査役高際定弘、根本佳明および監査役呂絹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役を1名増員することとし、取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な地位、担当及び兼任職の状況	所有する当社株式の数
1	鄧 明輝 (昭和38年9月17日生)	平成3年3月 東京外国語学院 卒業 平成4年4月 株式会社大都商会 設立 代表取締役専務 就任 株式会社大都商会 同社代表取締役社長 就任 (現任) 平成17年6月 大都 (香港) 實業有限公司 設立 董事 就任 (現任) 平成28年1月 大都ホールディングス株式会社 設立 代表取締役社長 就任 (現任) 平成29年4月 当社 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社大都商会 代表取締役社長 大都ホールディングス株式会社 代表取締役社長 大都 (香港) 實業有限公司 董事	3,340,918株
2	※ 塚本 雄三 (平成3年9月13日生)	平成25年9月 University of California Irvine 終業 平成25年1月 株式会社大都商会 入社 平成27年4月 株式会社アクロス商事 入社 平成28年9月 CLICK TECH株式会社 入社 平成29年12月 奢奢有限公司 入社 令和3年1月 当社 入社	一株
3	半田 紗弥 (昭和41年10月30日生)	昭和63年7月 上海理工大学 中退 平成6年5月 東方企画 入社 平成23年4月 楽購思商貿有限公司 副社長 平成26年5月 上海藍翼國際貿易有限公司 社長 平成29年4月 当社 取締役 (現任)	一株
4	下村 昇治 (昭和33年3月2日生)	昭和55年3月 国立茨城大学 卒業 昭和55年4月 上毛新聞社 入社 昭和61年4月 伊藤公認会計士事務所 入所 平成6年4月 株式会社エスケイコンサルタント設立 代表取締役 就任 税理士試験合格 平成8年12月 税理士登録 平成22年7月 下村昇治税理士事務所 所長 (現任) 平成29年4月 当社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 下村・奥村税理士法人 代表社員	一株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 新任取締役候補者塚本雄三氏は当社代表取締役の二親等に該当します。その他の候補者は当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 下村昇治氏は社外取締役候補者であります。
4. 下村昇治氏は、税理士としての専門的な知識・経験等を有しており、当社とは利害関係のない見地から、適切な指導をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は税理士としての専門的な知見を活かし、経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。
5. 下村昇治氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、下村昇治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本

総会において下村昇治氏の再任が原案どおり承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

7. 当社は、取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）を保険会社の間で締結し、被保険者が負担することとなる損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の数に欠けることになる場合を備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、 重要な 地兼職、 及び 状況	所有する当 社株式の数
いしだ はなこ 石田 華子 (昭和49年4月18日生)	平成8年3月 東海大学短期大学部 卒業 平成10年2月 衆議院事務局 入庁 平成13年9月 サンマ石油株式会社 入社 平成15年10月 株式会社ファーストプランニング 入社 平成22年12月 株式会社大都商会 入社 平成27年12月 大都ホールディングス株式会社 入社(現任) 平成28年2月 恒逸JAPAN株式会社 取締役就任(現任)	一株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 石田華子氏は人事・総務に関する高度な専門知識を有していることから、適切な助言をいただくことが期待できると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。
3. 当社は、取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）を保険会社の間で締結し、被保険者が負担することとなる損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。候補者は、監査役に就任した場合に被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人フロンティア監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、監査法人アリアを会計監査人に選任することにつき承認をお願いするものであります。

なお、監査法人アリアを会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は長年にわたる企業会計監査の実績を有し、会計監査人として必要な専門性、独立性、監査活動の適切性を具備し、当社の事業活動を一元的に監査する体制を整えていると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

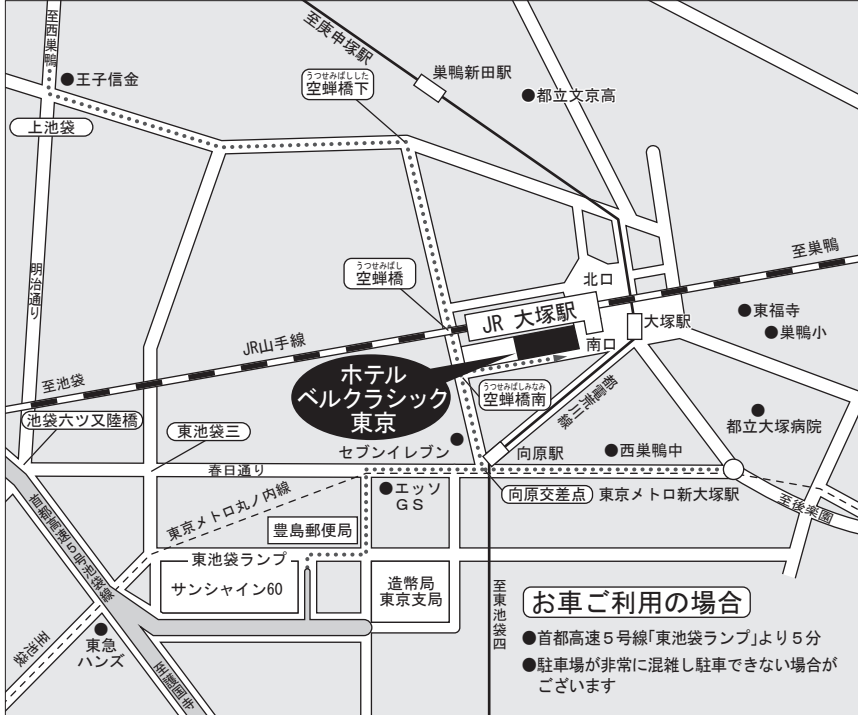
(令和3年3月30日現在)

名 称	監査法人アリア		
事務所所在地	東京都港区浜松町1丁目30番5号		
沿革	平成18年5月に設立		
概要	出資金	7,000 千円	
	構成人員	公認会計士等	20名

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 8階「ラブソディ」



お車ご利用の場合

- 首都高速5号線「東池袋ランプ」より5分
- 駐車場が非常に混雑し駐車できない場合がございます

電車 ご利用の 場合

●電車等の交通機関が便利です

- 池袋駅⑦ホーム
- 新宿駅⑬ホーム
- 上野駅②ホーム
- 東京駅④ホーム
- 羽田空港
- 浜町駅②ホーム
- 東京モノレール23分

- 山手線外回り 2分
- 山手線外回り 11分
- 山手線内回り 14分
- 山手線内回り 22分
- 山手線内回り 28分

大塚駅

南口より徒歩1分

<新型コロナウイルス「COVID-19」に関するお知らせ>

株主総会にご出席の株主様は、総会開催時点での新型コロナウイルス「COVID-19」の流行の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。総会会場では、会場係のマスク着用などの感染予防の対策をさせていただく場合もありますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

また、書面により事前に議決権行使をいただけます。